

名護中心市街地のまちづくりについて



令和8年1月20日

名護市

1. 名護中心市街地のまちづくりに係るこれまでの経緯

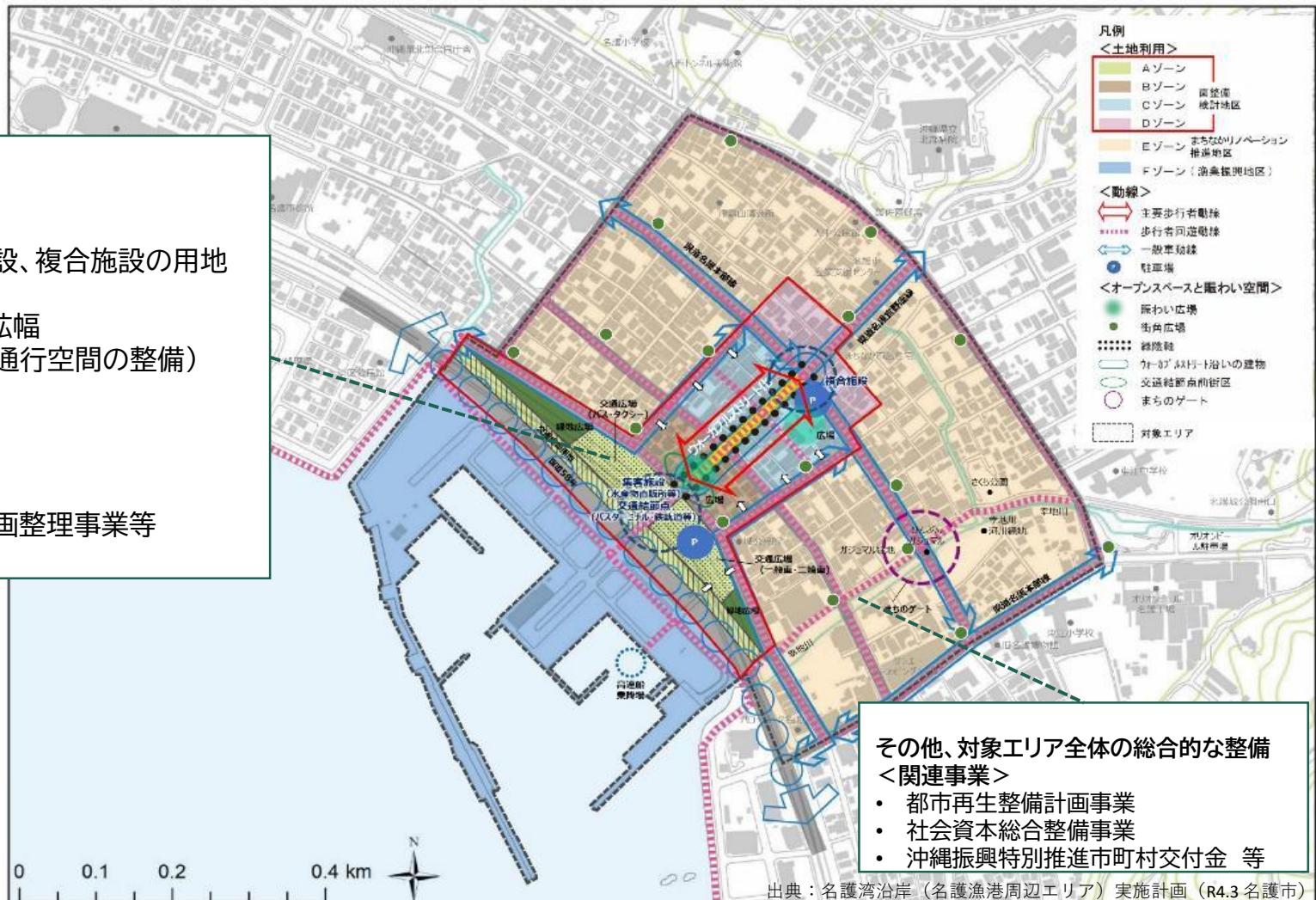
- 令和4年3月に「名護湾沿岸(名護漁港周辺エリア)実施計画」で示された中心市街地の各ゾーンにおいて交通結節点及び集客施設の整備を図り、面整備手法(土地区画整理事業)の活用を検討。

<面的整備>

- ・ 宅地の整備・再配置
(交通施設、交通広場、集客施設、複合施設の用地創出)
- ・ 県道71号名護宜野座線の拡幅
(シンボルロードとして歩行者通行空間の整備)
- ・ 公共施設の整備
(市場機能、道路、公園等)

<関連事業>

- ・ 市街地再開発事業、土地区画整理事業等



出典：名護湾沿岸（名護漁港周辺エリア）実施計画（R4.3 名護市）

1. 名護中心市街地のまちづくりに係るこれまでの経緯

名護市では、令和4年3月に「名護湾沿岸(名護漁港周辺エリア)実施計画」を策定以降、以下に示す取り組みを行ってまいりました。

令和3年度

名護湾沿岸(名護漁港周辺エリア)実施計画(令和4年3月)

令和4年度

名護中心市街地のまちづくりの検討

名護中心市街地整備事業基本計画
(令和5年2月)

▶ 権利者説明会の開催 (令和4年11月)
▶ 土地利用意向調査の実施 (令和4年12月)

名護中心市街地整備調査(その2)
(令和6年3月)

▶ 権利者説明会の開催 (令和5年11月)
(令和6年 2月)

令和5年度

令和6年度

名護中心市街地整備調査(その3)
(令和7年6月)

▶ 権利者説明会の開催 (令和7年 2月)

【土地区画整理事業の検討】

交通ターミナルの整備に関する検討

名護市総合交通ターミナル整備
基本計画(令和5年3月)

名護市総合交通ターミナル実現化
検討調査業務(令和6年3月)

名護市総合交通ターミナル実施計画
(対応方針)策定業務(令和7年3月)

【総合交通ターミナルの検討】

1. 名護中心市街地のまちづくりに係るこれまでの経緯

名護市では、中心市街地のまちづくりや施設整備について、関係者間の連絡調整及び意見交換を行うことを目的として「**名護市中心市街地まちづくり推進協議会**」で議論を重ねてきました。

令和5年度

第1回 協議会 R6/3/25

- ● ● ●
- 設立趣旨、規約等
- 協議会の進め方
- 名護中心市街地整備事業について
- 名護市総合交通ターミナル整備事業

令和6年度

第2回 協議会 R6/7/30

- まちづくりの状況について
○ 一 名護市中心市街地のまちづくりの状況
○ 一 土地区画整理事業の検討状況等

第3回 協議会 R6/12/6

- まちづくりの考え方・方向性
○ 一 コンセプトとゾーニング
○ 一 防災の考え方・にぎわいの創出

第4回 協議会 R7/2/13

- まちづくりの方向性の共有
○ 一 ワークショップや実証実験等の報告
○ 一 コンセプト・ゾーニング等の共有
○ 一 市街地として総合交通ターミナルに具備すべき機能
○ 一 規模・配置案の報告

令和7年度

第5回 協議会 R7/11/7

- ● 集客施設や防災機能の具体イメージ
- まちづくり組織の事例、中心市街地での活動状況

R7/
12/15

名護市総合交通ターミナルを含む
名護市中心市街地都市計画に関する説明会

2. まちづくり計画(検討中の案)について

今年度も関係機関との協議を進めている中で、現時点、道路計画等に影響する下図の区域を対象に土地区画整理事業の実施を検討しております。

名護都市計画道路の変更(県決定)

- ・国道58号
- ・県道71号線(伊差川線)
- ・県道84号線(中央線)
- ・県道92号線(城通り線)

名護都市計画道路の決定(市決定)

- ・市道37号線(市街地西線)
- ・市道28号線(市街地東線)

名護都市計画道路の変更(市決定)

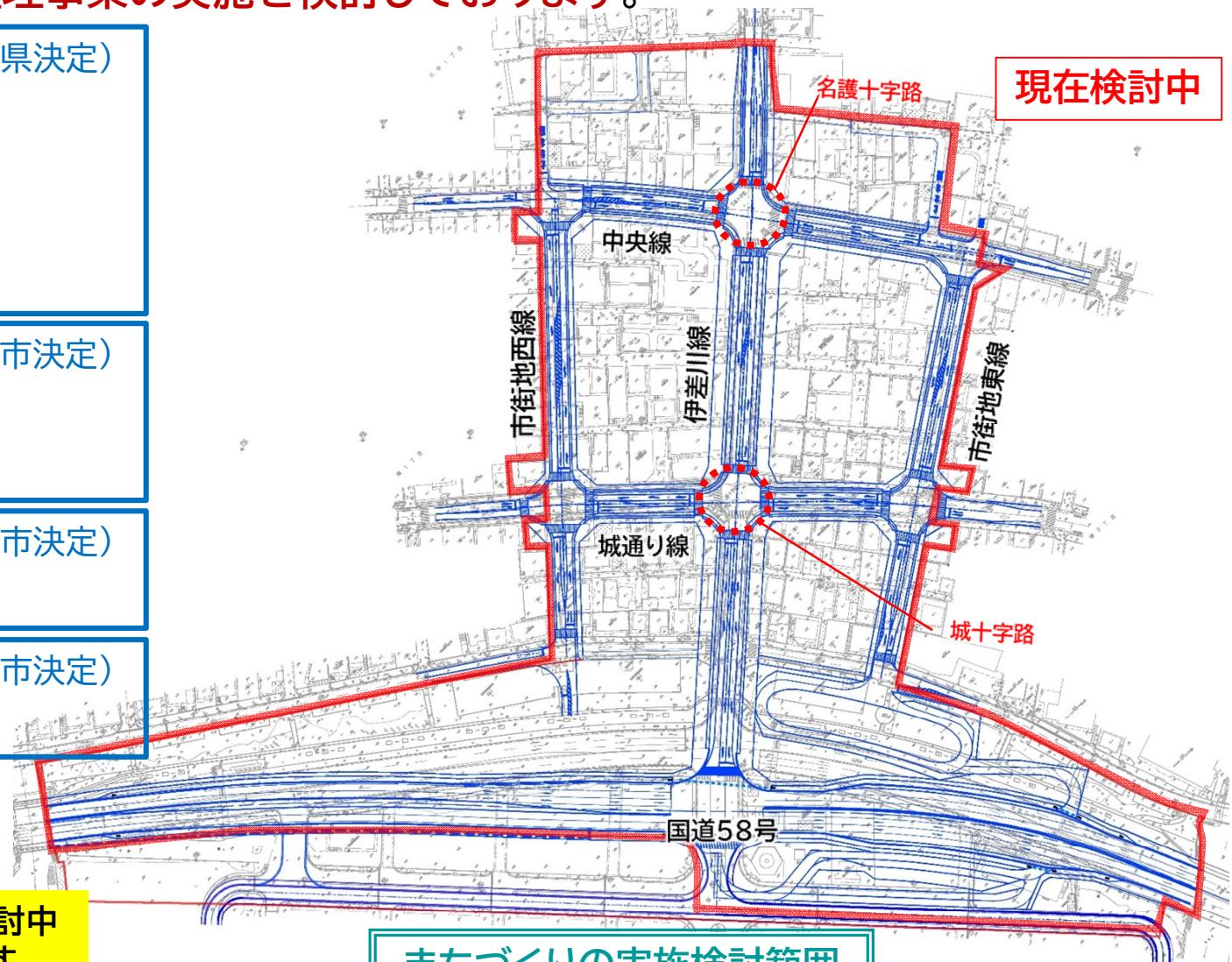
- ・市道名護1号線(港線)

名護都市計画緑地の変更(市決定)

- ・港緑地

※道路計画、事業施行区域は検討中であり、変更の可能性があります

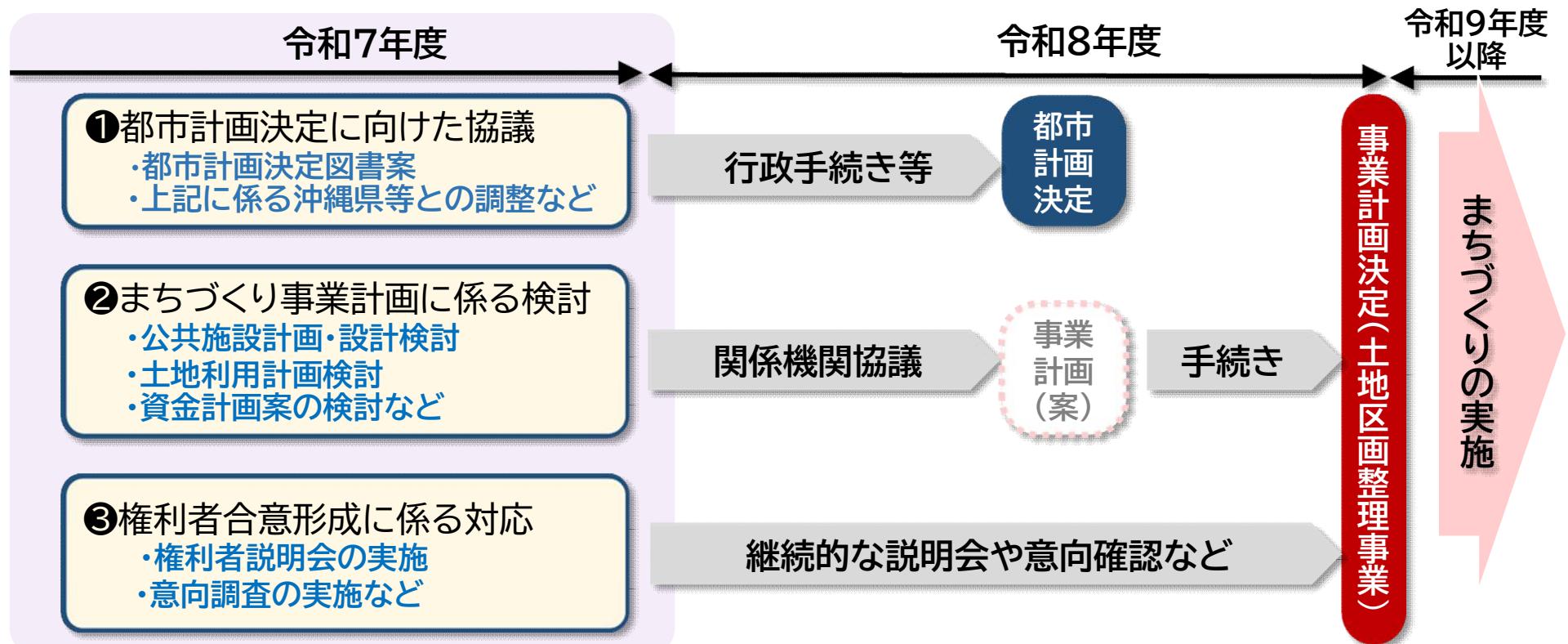
現在検討中



まちづくりの実施検討範囲

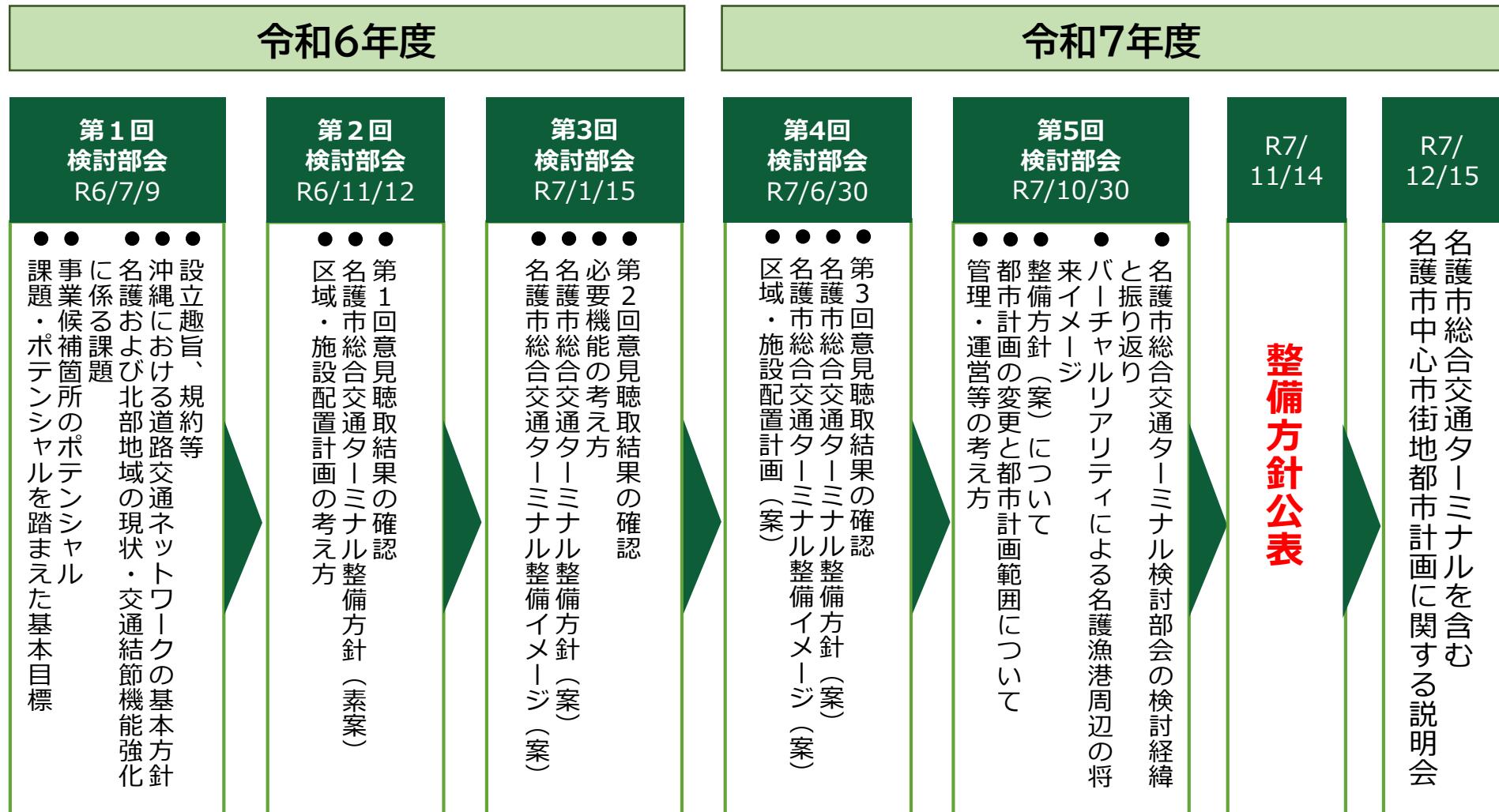
3. 中心市街地まちづくりの令和7年度の取り組みと今後の予定

- 名護中心市街地のまちづくりは土地区画整理事業による整備を予定しており、**令和8年度の都市計画決定及び土地区画整理事業の事業計画決定(=事業のスタート)**を目指しております。
- 令和7年度は、次年度の事業計画決定に向け、以下の取組み(①～③)を実施中です。



4. 名護市総合交通ターミナルに係るこれまでの検討経緯

「(仮称)名護市総合交通ターミナル事業計画」策定に向け、計画の具体化を図ることを目的として、有識者、交通関係者、各行政機関をもって組織される**「名護市総合交通ターミナル検討部会」**で議論を重ねてきました。



5. 名護市総合交通ターミナル整備方針

1. 円滑で快適な市街地アクセス・公共交通利用の実現

・広域移動の公共交通(高速バス・高速船)と地域内移動(路線バス・コミュニティバス・タクシー等)をシームレスに接続し、「みち」、「うみ」、「まち」の近接性を生かした北部地域全体の交通拠点としての機能を目指します。

・市民・来訪者、交通事業者にとって快適な公共交通利用環境(乗降空間、待合空間等)を構築するとともに、広域移動にかかる高速バスの速達性確保や地域内移動にかかるバス運行に関する機能について配置します。

2. 周辺往路の安全性・円滑性の確保

・総合交通ターミナル整備に合わせ、周辺道路の改良を行い安全性・円滑性を確保します。

・公共交通への転換による観光シーズンの道路混雑の緩和を図ります。

3. 自家用車からの利用転換

・公共交通の再編、多様な交通モード間の乗換等による公共交通の利便性向上を検討し、レンタカーを含めた自家用車から公共交通への転換を図ります。

4. 回遊促進・賑わいの創出

・中心市街地の賑わいの創出に向け、地域住民や民間事業者とともにまちづくりと一体となった便利で魅力ある拠点形成を図ります。

・中心市街地におけるまちづくりと連携し、地域移動を補完する二次交通にかかる各種施設を検討し、総合交通ターミナルに訪れた人々のまちなかへの回遊促進を図ります。

・交通モードの結節に加え情報発信・交流の機能も備え、北部地域の広域周遊の促進を図ります。

5. 防災機能の強化

・発災直後の一時的な避難場所や広域的な災害復旧拠点(災害対応車両の駐車、ボランティアの受入機能等)としての機能強化を図ります。

・北部地域の広域的な支援拠点として、海上からのプッシュ型支援を含めた幅広い支援を受け入れられるよう検討を行い、機能強化を図ります。

5. 名護市総合交通ターミナル整備方針

- ・北部地域、名護漁港周辺のポテンシャル・課題に基づき、総合交通ターミナルの整備方針策定。
- ・「暮らす人・訪れる人、誰もが利用しやすく居心地の良い新たなやんばるの玄関口となる臨海部のバスタ」の実現を目指す。

ポテンシャル

【北部地域】

- ◆ 北部地域の中心都市
- ◆ 道路交通の移動需要が増加
- ◆ 豊富な自然・文化的資源
- ◆ 観光・経済・医療の集積、更なる発展

【名護漁港周辺】

- ◆ 広域的な交通軸のクロスポイント
- ◆ 防災上重要な道路との近接性
- ◆ まちづくりと連動した中心市街地の玄関口



課題

- ◆ 北部地域における公共交通（バス・タクシー等）の利便性の課題
- ◆ 国道58号を含む周辺道路の安全性・円滑性の課題
- ◆ 自家用車への依存
- ◆ 中心市街地の活力低下
- ◆ 防災機能強化の必要性



暮らす人・訪れる人、誰もが利用しやすく居心地の良い新たなやんばるの玄関口となる臨海部のバスタ



①円滑で快適な
市街地アクセス・
公共交通利用の実現

②周辺道路の安全性・
円滑性の確保

③自家用車からの
利用転換

④回遊促進・
賑わいの創出

⑤防災機能の強化

5. 名護市総合交通ターミナル整備方針

- ・国道58号に沿って交通機能・防災機能・交流等機能を配置し、バリアフリーな歩行者導線で接続。
- ・中心市街地におけるまちづくりと連携し、総合交通ターミナルに訪れた人々のまちなかへの回遊を促す。

